台東区長期総合計画策定委員会設置要綱

平成 2 5 年 1 1 月 1 日 2 5 台 企 企 第 1 5 9 号

(設置)

第1条 現行の台東区長期総合計画(平成17年3月策定)の計画期間 満了に伴い、新たな台東区長期総合計画(以下「新計画」という。) を策定するため、台東区長期総合計画策定委員会(以下「策定委員会」 という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)新計画の案の作成に関すること。
 - (2) その他新計画の策定に関し必要な事項

(組 織)

- 第3条 策定委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 8人以内
 - (2) 区内に在住、在勤又は在学する者 3人以内
 - (3)地域団体の代表者 10人以内
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選とし、 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

(会 議)

- 第4条 策定委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、策定委員会に委員以外の者の出席

を求め、意見を聴くことができる。

(委員の任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。 (会議及び会議録等の取扱い)
- 第6条 策定委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料(以下「会議録等」という。)は、公開する。ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。この場合において、議決数が可否同数であったときは、委員長が公開の可否を決定するものとする。
- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(庶 務)

- 第7条 策定委員会の庶務は、企画財政部企画課において処理する。 (委 任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な 事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初に開催する策定委員会は、第4条第1項 の規定にかかわらず、区長が招集する。